



2025 年 10 月 21 日

各 位

会 社 名 セレンディップ・ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 竹内 在  
(コード : 7318 グロース市場)  
問合せ先 取締役 CFO 北村 隆史  
(TEL. 052-222-5306)

### 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 21 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、当社株式の投資家層のさらなる拡大を図ることを目的とするものです。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

2025 年 11 月 30 日(日曜日)最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式 1 株につき、4 株の割合をもって分割いたします。なお、基準日である 2025 年 11 月 30 日(日曜日)は休日扱いとなるため、実質的には 2025 年 11 月 28 日(金曜日)となります。

##### (2) 分割により増加する株式数

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数   | 4,764,479 株  |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 14,293,437 株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数   | 19,057,916 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数  | 52,000,000 株 |

(注) 上記の発行済株式総数は 2025 年 9 月 30 日現在の情報に基づいておりますが、株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使等により株式数が増加する可能性があります。

##### (3) 日 程

|          |                      |
|----------|----------------------|
| ① 基準日公告日 | 2025 年 11 月 14 日 (金) |
| ② 基準日    | 2025 年 11 月 30 日 (日) |
| ③ 効力発生日  | 2025 年 12 月 1 日 (月)  |

(注) 基準日である 2025 年 11 月 30 日(日曜日)は休日扱いとなるため、実質的には 2025 年 11 月 28 日(金曜日)となります。

##### (4) 資本金の額の変更について

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2025 年 12 月 1 日の効力発生日と同時に新株予約権の 1 株当たり行使価額を以下のとおり調整いたします。

|                                       | 調整前行使価格 | 調整後行使価格 |
|---------------------------------------|---------|---------|
| 第 2 回新株予約権                            | 1, 750  | 438     |
| セレンディップ・ホールディングス株式会社<br>(第 1 回) 新株予約権 | 1, 800  | 450     |
| セレンディップ・ホールディングス株式会社<br>(第 2 回) 新株予約権 | 1, 363  | 341     |
| セレンディップ・ホールディングス株式会社<br>(第 3 回) 新株予約権 | 1, 689  | 423     |
| セレンディップ・ホールディングス株式会社<br>(第 4 回) 新株予約権 | 3, 607  | 902     |

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、取締役会決議により、2025 年 12 月 1 日を効力発生日として、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しています。)

| 現行定款                                                                       | 変更後                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| (発行可能株式総数)<br>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 3, 0 0 0,</u><br><u>0 0 0</u> 株とする。 | (発行可能株式総数)<br>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5 2, 0 0 0,</u><br><u>0 0 0</u> 株とする。 |

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日 2025 年 10 月 21 日 (火)

効力発生日 2025 年 12 月 1 日 (月)

以 上